

# 健康医療情報の適正な利活用に関する基本方針

令和6年1月23日策定

## 1 背景・経過

急速に進む少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康医療情報やICTを活用することにより、市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るとともに、サービスの質や利便性の維持・向上と効率化の両立を図ることが重要です。

国においては、健康・医療・介護の分野で別々に保存・保管されていた情報をマイナポータル等に集約し、市民一人ひとりが生涯にわたり自身の健康医療情報を把握できるよう情報の一元管理を進めるとともに、医療機関や介護事業者が、患者・利用者ニーズを踏まえた最適なサービスを提供できるよう環境整備を進めています。

本市においては、令和4年（2022年）3月に策定した「健康すいた21（第3次）」において、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標とし、その実現を図る手法の一つとして、本市が保有する個人の健康医療情報を市民の健康増進等に活用するデータヘルスの推進を掲げています。

また、健都における共創の場形成支援プログラムにおいては、データヘルスの推進を柱の一つに掲げ、健康医療情報を一体的に管理するデータプラットフォームの構築など、世界レベルの研究環境と産学連携によるオープンイノベーションの環境整備を進めています。

## 2 策定の目的

デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景とし、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、専ら統計の作成や学術研究の目的であれば、本人同意がなくとも例外的に利用目的以外の目的での利用及び外部提供が認められるなど、データ利活用を進めていくための制度面での整備が進んでいます。

本市においては、これまでも本人同意を得る等、市民理解を前提とした外部提供を進めており、個人情報保護法改正後も引き続き、市民の理解を得ること、利活用の成果が市民に還元されること、法令順守をはじめとする適正性を確保することが不可欠であるため、本市が保有する健康医療情報の適正な利活用について、基本的な考え方を示すものです。

## 3 対象となる情報

本方針の対象となる健康医療情報は、本市が保有する健（検）診情報、国保データベースシステムデータ、医療・介護レセプトデータ等とします。

## 4 利活用により目指す将来像

### （1）市民意識と行動の変容

市民が自身の健康医療情報を把握、閲覧、蓄積することで、健康への気づきや、日常生活習慣の改善等の健康的な行動変容を促します。

### （2）効果的かつ効率的な保健事業の展開

健康医療情報の利活用により、市民の健康状態や生活習慣をより正確に把握することで、支援が必要な方への効果的なアプローチが可能となる等、個人の健康状態に即した

効果的な保健事業を展開することができます。

また、利活用によって得られた、新しい技術や知見を活用し、幅広い層へのアプローチと研究によるエビデンス（裏付けられた根拠）に基づく施策の展開を目指します。

### （3）多職種連携によるまちぐるみでの健康づくりの実現

これまで分散して管理されていた個人の健康医療情報を医療機関や介護事業者等が本人を通じて把握することで、患者・利用者ニーズを踏まえた最適なサービスを提供できる環境整備を進め、多職種連携によるまちぐるみでの健康づくりを進めます。

### （4）イノベーションの創出

本市と研究機関等が保有する健康医療情報を一体的に管理するためのデータプラットフォームの構築など、世界レベルの研究環境と産学連携によるオープンイノベーションの環境整備を進めます。

## 5 基本的な考え方

健康医療情報の利活用を進めるには、市民の理解を得ることが重要であり、個人情報保護法の基本理念に則り、個人情報の保護と活用のバランスを考慮する必要があります。

### （1）市民理解

健康医療情報の利活用に当たっては、目的外利用や外部提供により、個人が不測の権利利益の侵害を被ることがないように、利活用の目的、市民が得ることが期待される便益や取り扱う個人情報等を明確にし、分かりやすく説明する等、本人の理解を得られるよう努め、当面の間、本人同意による外部提供を原則とします。

また、提供後も健康医療情報の管理状況を定期的に把握するとともに、適正な利活用が行われているかを確認する仕組みを構築し、利活用の状況や研究成果等を市民に公表することで、市民理解の促進を図ります。

### （2）市民還元

本市が健康医療情報を利活用するに当たっては、市民が利活用による恩恵を享受できることが必要です。

本市が保有する健康医療情報を本人に返すことで、利便性の向上や個人に即したサービスの提供を図ります。

また、内部利用や研究機関による研究成果を活かし、政策の立案や事業の評価を行うことで、より質の高い行政サービスの展開に繋がります。

### （3）適正性の確保

個人情報保護法その他関連の法令や指針等を遵守し、吹田市情報セキュリティポリシーのほか、情報セキュリティに関する法令や指針等に基づき、健康医療情報の利活用を行います。

また、本方針を策定し、健康医療情報を適正に利活用する上での基本的な考え方や方向性を示すとともに、別途、外部提供の基準や事務手続に関するガイドラインを定め、統一した判断基準や手続に基づき、健康医療情報の利活用を行います。

## 6 方針の見直し

情報通信技術の進展やそれに伴う個人情報を活用した産業の発展の状況などを考慮し、本方針施行後、概ね3年を目途に本方針の見直しを行うものとします。